５／１（木）の発表

報道発表資料の配付日時　５月１日（木）１５時００分

発表項目（行事名）	ヒグマ注意報の延長について （美唄市茶志内町１区道央自動車道東側から美唄市字サンクワ美唄の地区）		
記者レクチャーのお知らせ	（実施日時）	発表者	
		発表場所	
概要	現在、美唄市（美唄市茶志内町１区道央自動車道東側から美唄市字サンクワ美唄の地区）を対象に発出中のヒグマ注意報について、依然としてヒグマの目撃情報があり、行楽シーズンでもあることことから、５月３１日まで注意報を延長します。 ○　注意報延長の概要 ・注意報の期間：４月３日（木）から５月　３　日（土）まで ・延長の期間：５月４日（日）から５月３１日（土）まで ・発出する地域：美唄市（美唄市茶志内町１区道央自動車道東側から美唄市字サンクワ美唄の地区） ※　現在発出している地域と同一 ・周知方法：道HP、SNS及び報道を通じて、地域住民に注意を呼びかけます。		
参考			

報道（取材）に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付　道政記者クラブ 同時レク

担当（連絡先）	環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室(担当者：主幹　森山（もりやま） 寛史（ひろし）) ＴＥＬ 011－231－4111(内線 24－382)　ダイヤルイン　011－204－5988 公用スマホ　011-585-6102　内線　22167

ヒグマ注意報発出地域（広域図）

ヒグマ注意報発出地域（詳細図）

北海道ヒグマ注意報等の概要

今回の発出ケース

参　考

■目的

道内において、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画　第２章の３(１)①ア(エ)

■ヒグマ注意報等

- ヒグマ警報（警報）
- ヒグマ注意報（注意報）
- ヒグマ注意喚起（注意喚起）

■注意報等の発出

<警報>
本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発令情報を提供。

<注意報>
本庁と振興局で同時発出。
なお、発令に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

<注意喚起>
本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は懸念されないが、注意を促す際に発出

＜注意報等の発出イメージ＞

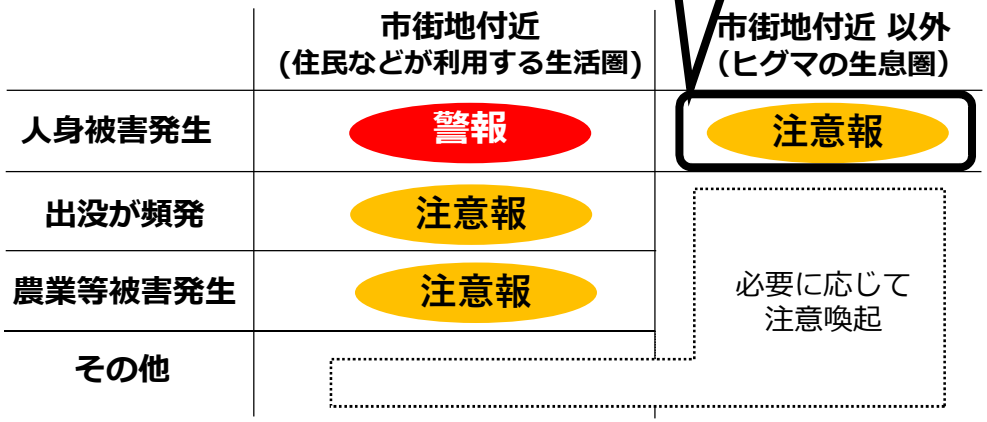

＜発出基準等＞

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	原則、ヒグマによる被害が発生、又は、ヒグマが出没している市町村。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じ延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出没、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念されるとき。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出没時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、住宅地や通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設などの区域及びその周辺をいう。